

◆ 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ ◆

新しい被保険者証を送付します

8月に更新される被保険者証を7月下旬に送付します。被保険者証の色は茶色で、有効期限は平成29年7月31日です。

毎年8月1日現在の世帯及び前年中の所得状況をもとに、医療費の自己負担割合（1割又は一定以上所得のある方は3割）の見直しを行います。ご自身の負担割合は、被保険者証で確認してください。

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	性別
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号	<input type="text"/>
保険者名	

ご存じですか 限度額適用・標準負担額減額認定証

平成28年度市町村民税非課税世帯の方は、入院又は高額な外来医療を受ける際に、医療機関や薬局へ被保険者証とあわせて「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、窓口での自己負担額や入院時の食事代などが軽減されます。

■ 申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑（認め印可）
- ・マイナンバーカード、又は通知カード
（カードの持参及び番号の記入がなくても受付します。）



認定証を現在お持ちの方

更新申請の必要はありません

7月下旬に新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。



新たに認定を希望される方

認定申請の手続きを
してください

◆ 国民健康保険被保険者の皆さんへ ◆

限度額適用認定証の更新について

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方の有効期限は7月末となっています。引き続き認定を受けるには、8月中に更新手続きを行ってください。

新規で交付を受けるには申請が必要となります。申請は随時受け付けていますので、認定証が必要な方は手続きを行ってください。認定証は申請を行った月の初日から有効となります。

■ 対象者

- ・国民健康保険に加入されている70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満の方で、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税の方

■ 申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑（認め印可）
- ・マイナンバーカード、又は通知カード
（カードの持参及び番号の記入がなくても受付します。）

問い合わせ

町民課
吾北総合支所住民福祉課
本川総合支所住民福祉課

☎893-1117
☎867-2300
☎869-2112